

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十五号

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務部知事公室の部秘書課の項中「自動車係 儀典係」を「自動車係」に改め、同部市町村振興課の項中「企画係 行政係」を「総務・人材係 行政・選挙係」に改め、同部南部東部振興課の項中「南部東部振興課」を「美しい南部東部振興課」に、「総務係」を「総務係 企画推進係」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|----------------|--------------------|
| 奥大和地域 活力推進課 | 協働事業推進係 移住雇用推進係 |
|----------------|--------------------|

第三条第一項の表総務部の部行政・人材マネジメント課の項中「働き方改革推進・人材確保係 業務改革推進・組織係」を「人材マネジメント係 組織マネジメント係」に改め、同部総務厚生センターの項中「共済組合係 福利厚生係」を「共済・福利厚生係」に改め、同部管財課の項中「管理係」を「管理係 企画係」に改め、同表文化・教育・くらし創造部の部企画管理室の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------------------------|-----|
| 大和平野中 央構想・ス タートアッ プ推進課 | 企画係 |
|---------------------------------|-----|

第三条第一項の表文化・教育・くらし創造部の部文化振興課の項中「文化芸術力向上係 みんな芸祭推進係」を「文化芸術力向上係」に改め、同部文化資源活用課の項中

「文化資源係 世界遺産係」を「文化資源係」に改め、同部教育振興課の項中「教育企画・政策研究係 県立大学係」を「教育企画・政策研究係」に改め、同表福祉医療部医療政策局の部地域医療連携課の項中「在宅医療・医療連携係」を「医療DX・連携・在宅医療推進係」に改め、同部病院マネジメント課の項中「南和医療・病院機構係」を「南和医療・病院機構係 西和医療センター建設準備支援係」に改め、同部業務課の項中「薬事係 振興係 献血・薬物監視係」を「薬業推進係 販売指導係 生産指導係」に改め、同表産業・観光・雇用振興部の部企業立地推進課の項中「企業誘致係」を「企業誘致係 宿泊施設誘致係」に改め、同表県土マネジメント部の部道路建設課の項中「道路計画係 自転車・交通環境係」を「道路計画係」に改め、同部道路保全課の項中「道路保全課」を「道路マネジメント課」に、「保全計画係 保全整備係」を「道路環境整備推進係 道路メンテナンス係 道路DX・自転車推進係」に改め、同表県土マネジメント部地域デザイン推進局の部まちづくり連携推進課の項中「市街地整備推進係 大和平野中央プロジェクト用地係」を「市街地整備推進係」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|-------------|------------------------------------|
| 県土利用政 策課 | 土地利用調整係 土地政策係 都市計画係 都市施設係 |
|-------------|------------------------------------|

第三条第一項の表県土マネジメント部地域デザイン推進局の部建築安全推進課の項中「監察係」を「監察係 盛土対応係」に改め、同表の備考中「総務部知事公室南部東部振興課」を「総務部知事公室美しい南部東部振興課及び総務部知事公室奥大和地域活力推進課」に改める。

第五条の表南部東部振興課の項を次のように改める。

| | | |
|------------------------|-----------------------|------------------|
| 美しい 南部東 部振興 課 | うだ・アニ マルパーク 振興室 | 地域振興係 動物愛護管理係 |
|------------------------|-----------------------|------------------|

第五条の表中

| | | |
|---|--------------------|-------|
| 企画管 理室（ 文化・ 教育・ くらし 創造部 に限る。 ） | 大和平野中 央構想推 進 | 構想推進係 |
|---|--------------------|-------|

を

| | | |
|---|-------------|--------------------|
| 大和平 野中央 構想・ スター トアッ プ推 進課 | 施設整備推 進室 | 企画用地係 施設整備係 |
| 文化資 源活用 課 | 世界遺産室 | 世界遺産第一係 世界遺産第二係 |
| 教育振 興課 | 大学設置準 備室 | 大学設置係 |

に

改め、同表観光プロモーション課の項中「MICE誘致係 ガストロノミーツーリズム世界フォーラム推進係」を「MICE誘致係」に改め、同表まちづくり連携推進課の項及び同表備考1を削り、同表備考2中「総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」を「総務部知事公室美しい南部東部振興課うだ・アニマルパーク

ク振興室」に改め、同表備考2を同表備考1とし、同表備考3を同表備考2とする。

第六条総務部の部知事公室南部東部振興課の項中「知事公室 南部東部振興課」を「知事公室 美しい南部東部振興課」に改め、同項第一号中「南部地域及び東部地域」を「南部・東部地域」に改め、同部知事公室南部東部振興課奥大和移住・交流推進室及び知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室の項を次のように改める。

知事公室 美しい南部東部振興課 うだ・アニマルパーク振興室

- 一 県営うだ・アニマルパークの管理及び運営に関する事。
- 二 鳥獣保護に関する事（農業水産振興課の所掌事務に係る部分を除く。）。
- 三 犬又は猫の飼養管理及び動物愛護の啓発に関する事。

知事公室 奥大和地域活力推進課

- 一 南部・東部地域への移住の推進に関する事。
- 二 南部・東部地域の交流及び協働の推進に関する事。

第六条総務部の部行政・人材マネジメント課の項各号を次のように改める。

- 一 行政事務の合理化及び能率向上に関する事。
- 二 職員の人材確保、人材育成及び人材活用に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 職員の服務制度に関する事。
- 四 職員の勤務時間その他勤務条件制度に関する事。
- 五 組織及び定数に関する事。
- 六 公社等の運営に係る総合調整に関する事。
- 七 奈良県行政不服審査会に関する事。

第六条総務部の部デジタル戦略課の項第一号中「デジタル社会」を「地域デジタル社会」に改め、同項第三号中「地域情報化」を「市町村のデジタル化支援」に改め、同条文化・教育・くらし創造部の部企画管理室大和平野中央構想推進室の項を次のように改める。

大和平野中央構想・スタートアップ推進課

- 一 大和平野中央部の新たなまちづくりに係る構想の総合企画及び調整に関する事。

- 二 スタートアップの推進に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条文化・教育・くらし創造部の部企画管理室大和平野中央構想推進室の項の次

に次のように加える。

大和平野中央構想・スタートアップ推進課 施設整備推進室

大和平野中央構想に係る拠点整備等に関すること。

第六条文化・教育・くらし創造部の部文化資源活用課の項第二号を削り、同項第一号の号番号を削り、同項の次に次のように加える。

文化資源活用課 世界遺産室

世界遺産の登録、保全及び活用に関すること。

第六条文化・教育・くらし創造部の部教育振興課の項の次に次のように加える。

教育振興課 大学設置準備室

工学系大学の設置に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条文化・教育・くらし創造部の部青少年・社会活動推進課の項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 ひきこもり相談窓口に関すること。

第六条福祉医療部の部医療政策局地域医療連携課の項第二号中「保健医療計画」の下に「の統括」を加え、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患及び糖尿病、周産期医療、小児医療及び災害

時における医療並びに在宅医療の対策に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

五 医療DXその他医療機関連携の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条水循環・森林・景観環境部の部森と人の共生推進課の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 森林法の規定による市町村長の権限に属する事務のうち、市町村長から委託を受けた事務に関すること。

第六条産業・観光・雇用振興部の部観光局観光プロモーション課MICE推進室の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条県土マネジメント部の部道路建設課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同部道路保全課の項中「道路保全課」を「道路マネジメント課」に改め、同項に次の二号を加える。

五 自転車利用施策に関すること。

六 道路インフラにおけるDXの推進に関すること。

第六条県土マネジメント部の部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土地利用政策室の項中「地域デザイン推進局 まちづくり連携推進課 県土地利用政策室」を「地域デザイン推進局 県土地利用政策課」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 土地の管理と利用に係る施策に関する企画、調整及び推進に関すること。

第六条県土マネジメント部の部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土地利用政策室の項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 各種開発事業等に係る土地利用の調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条県土マネジメント部の部地域デザイン推進局建築安全推進課の項第二号中「及び宅地造成等規制」を削り、同項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 宅地造成及び特定盛土等規制に関すること。

別表第一奈良県自治研修所の項中「奈良県自治研修所」を「奈良県キャリア・ワーク・サクセスセンター」に改め、同項所掌事務の欄中「能力開発」を「人材育成」に改め、同表奈良県文化会館からなら歴史芸術文化村までの項中

一 会館の管理運営に関すること。

二 県民の文化振興事業に関すること。

三 文化情報の収集及び提供に関すること。

を

会館の管理運営に関すること。

に、

二 文化芸術に関する対話、交流及び体験を通じた知的好奇心

二 文化芸術に関する対話、交流及び体験を通じた知的好奇心の喚起及び豊かな人

の喚起及び豊かな人間性のはぐくみに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

を

間性のはぐくみに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
三 文化芸術に関する調査研究を行うこと。

に改め、同表奈良県

障害者総合支援センターから奈良県聴覚障害者支援センターまでの項中「、就労継続支援」を削り、同表奈良県森林技術センター及び奈良県フォレストアカデミーの項中

五 森林経営管理制度の実行及び指導に関すること。

を

五 森林経営管理制度の実行及び指導に関すること。
六 奈良県フォレストを派遣する市町村の森林環境の維持向上に関すること。

に改め、同表奈良県

北部農業振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項中

六 林業の振興に関すること。

を

六 林業の振興に関すること。
七 総合庁舎の維持及び管理に関すること（南部農林振興事務所に限る。）。

に改め、同表奈良県

奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項中「（郡山土木事務所の）」を「（郡山土木事務所及び宇陀土木事務所の）」に改め、「吉野郡東吉野村」の下に「、県道

吉野室生寺針線のうち奈良市の区域」を加える。

別表第二自治研修所の項中

| |
|-------|
| 自治研修所 |
| 研修課 |

を

| | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| 奈良県キ ヤリア・ ワーク・ サクセス センター | キャリア ・ワーク サポート 課 |
|--------------------------------------|---------------------------|

に改め、同項所掌事務の欄研修課の款中「研修課」を「キャリア・ワークサポ

ト課」に改め、同款第三号中「能力開発」を「人材育成」に改め、同表奈良県文化会館の項課の名称の欄中「業務課」を「業務・管理課」に改め、「管理課」を削り、同項所掌事務の欄業務課の款中「業務課」を「業務・管理課」に改め、同款中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 会館の施設及び設備の保守及び操作に関すること。

別表第二奈良県文化会館の項所掌事務の欄業務課の款第四号及び第五号並びに同欄管理課の款を削り、同表第二なら歴史芸術文化村の項所掌事務の欄事業推進課の款を次のように改める。

事業推進課

- 一 歴史文化資源の継承及び活用並びに芸術文化活動の振興に係る事業に関すること。
- 二 なら歴史芸術文化村で実施する文化芸術に関する事業に係る調査研究を行うこと。

別表第二奈良県森林技術センターの項所掌事務の欄森林管理市町村連携課の款に次の一号を加える。

四 奈良県フォレスターを派遣する市町村の森林環境の維持向上に関すること。
別表第二奈良県立高等技術専門校の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---------------|-----|--|--|
| 奈良県奈良しごとiセンター | 企画課 | 企画課 一 所内における人事、予算、決算その他庶務に関すること。 二 奈良・高田しごとiセンター事業の企画及び広報に関すること。 三 職業の相談に関すること。 四 職業の情報提供に関すること。 五 県内企業への人材紹介に関すること。 六 内職のあつ旋に関すること。 七 その他就労支援に関すること。 | |
|---------------|-----|--|--|

別表第二奈良県北部農業振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項所掌事務の欄総務企画課の款中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 総合庁舎の維持管理に関すること（南部農林振興事務所に限る。）。

別表第二なら食と農の魅力創造国際大学校の項所掌事務の欄総務企画課の款第一号中「決算」の下に「企画調整」を加え、同欄アグリマネジメント学科の款第三号中「学生」の下に「の授業」を加える。

（職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第二条 職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「南部東部振興監、危機管理監及び政策統括官」を「政策統括官、南部東部振興監及び危機管理監」に改め、同条第四項中「又は課の室」を「課の室又は産業振興総合センターの部」に改める。

第六条中第九項を削り、第八項を第九項とし、第二項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 政策統括官は、上司の命を受け、別に定める事務を掌理し、当該事務を担当する

職員を指揮監督する。

第六条に次の一項を加える。

15 産業振興総合センターの所長は、上司の命を受け、産業振興総合センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第七条中第十六項を第十九項とし、第五項から第十五項までを三項ずつ繰り下げ、第四項を第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 産業振興総合センターに置く課長又は室長は、上司の命を受け、産業振興総合センターの課又は室の事務を整理する。

7 産業振興総合センターに置く統括主任研究員は、上司の命を受け、担当事務を整理する。

第七条第三項中「参事」の下に「又は会計指導官」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 産業振興総合センターに置く部長は、上司の命を受け、産業振興総合センターの部の事務を掌理する。

別表第一自治研修所の項中「自治研修所」を「キャリア・ワーク・サクセスセンター」に改め、同表文化会館の項中「副館長」を削り、同表しごとiセンターの項中「しごとiセンター」を「奈良しごとiセンター」に改め、「所長」の下に「課長」を加え、同項の次に次のように加える。

—— 高田しごとiセンター —— 所長 ——

(奈良県標準的な職を定める規則の一部改正)

第三条 奈良県標準的な職を定める規則(平成二十八年三月奈良県規則第五十八号)の

一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄第二号中「自治研修所」を「キャリア・ワーク・サクセスセンター」に改め、「副館長及び」を削り、同欄第三号中「自治研修所」を「キャリア・ワーク・サクセスセンター」に、「及び高等技術専門校」を「高等技術専門校及び奈良しごとiセンター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の上欄に掲げる課の課長、室長、参事、主幹、課長補佐、室長補佐若しくは係長に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる課の課長、室長、参事、主幹、課長補佐、室長補佐若しくは係長に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

| | |
|---|------------------------------------|
| 総務部知事公室南部東部振興課 | 総務部知事公室美しい南部東部振興課 |
| 総務部知事公室南部東部振興課奥大和 移住・交流推進室 | 総務部知事公室奥大和地域活力推進課 |
| 総務部知事公室南部東部振興課うだ・ アニマルパーク振興室 | 総務部知事公室美しい南部東部振興課 うだ・アニマルパーク振興室 |
| 県土マネジメント部道路保全課 | 県土マネジメント部道路マネジメント 課 |
| 県土マネジメント部地域デザイン推進 局まちづくり連携推進課県土利用政策 室 | 県土マネジメント部地域デザイン推進 局県土利用政策課 |

3 施行日の前日に奈良県自治研修所の所長若しくは課長に補せられ、又は当該所に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日に奈良県キャリア・ワーク・サクセスセンターの所長若しくは課長に補せられ、又は当該センターに勤務を命ぜられたものとする。

（技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正）

4 技能労務職員の給与等に関する規則（昭和三十二年十月奈良県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第三項中「総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」を「総務部知事公室美しい南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」に改める。

(奈良県予算規則の一部改正)

5 奈良県予算規則(昭和三十九年三月奈良県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「総務部知事公室南部東部振興課、総務部知事公室南部東部振興課奥大和移住・交流推進室、総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」を「総務部知事公室美しい南部東部振興課、総務部知事公室美しい南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、総務部知事公室奥大和地域活力推進課」に改める。
(自動車の管理及び使用に関する規則の一部改正)

6 自動車の管理及び使用に関する規則(昭和四十三年五月奈良県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「南部東部振興課」を「美しい南部東部振興課及び奥大和地域活力推進課」に改め、「奥大和移住・交流推進室、」を削る。

(奈良県庁舎管理規則の一部改正)

7 奈良県庁舎管理規則(昭和四十四年六月奈良県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表本庁庁舎(議会棟並びに総務部知事公室南部東部振興課奥大和移住・交流推進室が所管する奥大和移住定住交流センター、総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター及び警察本部の用に供する部分を除く。)及びその構内の項中「総務部知事公室南部東部振興課奥大和移住・交流推進室が所管する奥大和移住定住交流センター、総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、総務部奥大和地域活力推進課が所管する奥大和移住定住交流センター」に改め、同表分庁舎(総務部知事公室南部東部振興課奥大和移住・交流推進室が所管する奥大和移住定住交流センターの用に供する部分に限る。)及びその構内の項及び分庁舎(総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室の用に供する部分に限る。)及びその構内の項を次のように改める。

| | | |
|-------------------------------|---------|-------------------------------------|
| 分庁舎(総務部 知事公室美しい 南部東部振興課 | 南部東部振興監 | 総務部知事公室美しい南部東部振興課う だ・アニマルパーク振興室長 |
|-------------------------------|---------|-------------------------------------|

育・くら
文化・教育・くらし創造部企画

別表中

| | |
|----------------|----------------|
| 文化・教育・くらし創造部長室 | 文化・教育・くらし創造部企画 |
| 管理室長 | |

を

| | |
|--------------|---|
| 文化・教 し創造部 | 政策統括 平野中央 ターゲットア 国民スポ ・全国障 ーツ大会 当)室 |
|--------------|---|

| | |
|--|--|
| うだ・アニマル パーク振興室の 用に供する部分 に限る。)及び その構内 | 分庁舎(総務部 知事公室奥大和 地域活力推進課 が所管する奥大 和移住定住交流 センターの用に 供する部分に限 る。)及びその 構内 |
| | 南部東部振興監 |
| | 総務部知事公室奥大和地域活力推進課長 |

| | |
|---|--------------------------|
| 長室 | 管理室長 |
| 官（大和構想・ス ップ推進、 ーツ大会 害者スポ 準備等担 | 大和平野中央構想・スタートア ップ推進課長 |

に、「政策統括官室」を「政策統括官

（まちづくりプロジェクト推進、リニア推進・地域交通対策、大規模広域防災拠点整備担当）室」に改める。

（史跡等整備活用補助金選定審査会規則の一部改正）

8 史跡等整備活用補助金選定審査会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「文化・教育・くらし創造部文化資源活用課長」を「文化・教育・くらし創造部文化資源活用課世界遺産室長」に改める。

第七条中「文化・教育・くらし創造部文化資源活用課」を「文化・教育・くらし創造部文化資源活用課世界遺産室」に改める。

（文化資源活用補助金選定審査会規則の一部改正）

9 文化資源活用補助金選定審査会規則（平成二十八年三月奈良県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「文化・教育・くらし創造部文化資源活用課長」を「文化・教育・くらし創造部文化資源活用課世界遺産室長」に改める。

第七条中「文化・教育・くらし創造部文化資源活用課」を「文化・教育・くらし創造部文化資源活用課世界遺産室」に改める。

（奈良県土地価格判定委員会規則の一部改正）

10 奈良県土地価格判定委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県

土地利用政策室」を「県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課」に改める。

(奈良県地価調査委員会規則の一部改正)

11 奈良県地価調査委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室」を「県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課」に改める。